○海上保安庁告示第二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本油料検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成二十九年八月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月一日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する東海支所の所在地

変更後	変更前
愛知県名古屋市南区元柴田東町二丁目三十	愛知県名古屋市港区潮見町三十七番地十五

○防衛省告示第百五十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が平成二十九年七月三十一日次のとおり決定された。

平成二十九年八月一日

防衛大臣　岸田　文雄

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	土地：約一、八〇〇平方メートル
			公有	土地：約六二〇平方メートル
			民有	土地：約四〇、〇〇〇平方メートル 平成二十九年七月三十一日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	建物：約六平方メートル 工作物：門等 守衛所等として追加提供する。

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鳥取県鳥取市気高町八束水字鶴木坂口七四二番六から同県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜一五四三番一まで	前	ＢＡ　九・六〇～一六・〇〇 一二・四〇～三五・〇〇 一六・六一九	一八・七五二	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　九・六〇～一六・〇〇 一二・四〇～三五・〇〇 一六・六一九	一八・七五二	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下一九五番四八から同町はわい長瀬字高浜一五七九番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月一日

国会事項

参議院

報告書受領

七月二十五日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十九年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

また、七月二十六日会計検査院長職務代行検査官から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について」の報告を受領した。

人事異動

内閣

（文部科学省高等教育局長）文部科学事務官　義本　博司

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　住澤　整

内閣官房一億総活躍推進室次長を命ずる

内閣官房働き方改革実現推進室次長を命ずる

（同）同　広瀬　直

内閣官房働き方改革実現推進室室員を免ずる

（内閣府参事官（国際経済担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））内閣府事務官　伊藤　誠一

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　合田　哲雄

（同）同　寺門　成真

（同）同　吉田　光成

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　蒔苗　浩司

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　彦谷　直克

（同）同　古舘　哲生

内閣官房一億総活躍推進室参事官を命ずる

内閣官房働き方改革実現推進室参事官を命ずる（各通）

（同）同　吉岡　正嗣

内閣官房一億総活躍推進室参事官を免ずる

内閣官房働き方改革実現推進室参事官を免ずる（以上七月二十八日）

法務省

（神戸地方検察庁検事）検事　吉田　誠

東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（七月二十六日）